

## 目 次

- 告示**
- 教育職員免許状の失効について…………… 1
  - 通知・通達・照会**
  - 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について…………… 1

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第8号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成25年 2月19日

北海道教育委員会委員長 鷹野 正義

|                      |                   |            |          |
|----------------------|-------------------|------------|----------|
| 氏 名                  | 遠 藤 進一郎           | 本 籍 地      | 北 海 道    |
| 免許状の種類（教科）           | 免許状の番号            | 授与年月日      | 授与権者     |
| 小学校教諭1種免許状           | 平10小1第68号         | 平成11年3月15日 | 北海道教育委員会 |
| 中学校教諭1種免許状<br>（国語）   | 平10中1第194号        |            |          |
| 高等学校教諭1種免許状<br>（国語）  | 平10高1第336号        |            |          |
| 失効年月日                | 平成24年12月5日        |            |          |
| 失効の事由                | 教育職員免許法第10条第1項第2号 |            |          |
| 氏 名                  | 平 澤 鎮             | 本 籍 地      | 北 海 道    |
| 免許状の種類（教科）           | 免許状の番号            | 授与年月日      | 授与権者     |
| 中学校教諭2種免許状<br>（数 学）  | 平7中2種第903号        | 平成8年3月20日  | 北海道教育委員会 |
| 失効年月日                | 平成24年12月5日        |            |          |
| 失効の事由                | 教育職員免許法第10条第1項第2号 |            |          |
| 氏 名                  | 谷 藤 吉 信           | 本 籍 地      | 北 海 道    |
| 免許状の種類（教科）           | 免許状の番号            | 授与年月日      | 授与権者     |
| 小学校教諭1種免許状           | 平20小一種第317号       | 平成21年3月15日 | 北海道教育委員会 |
| 中学校教諭1種免許状<br>（理 科）  | 平20中一種第480号       |            |          |
| 高等学校教諭1種免許状<br>（理 科） | 平20高一種第624号       |            |          |
| 失効年月日                | 平成24年12月19日       |            |          |
| 失効の事由                | 教育職員免許法第10条第1項第2号 |            |          |
| 氏 名                  | 堀 智 裕             | 本 籍 地      | 北 海 道    |
| 免許状の種類（教科）           | 免許状の番号            | 授与年月日      | 授与権者     |
| 高等学校教諭1種免許状<br>（数 学） | 平21高1第2041号       | 平成22年3月25日 | 北海道教育委員会 |
| 失効年月日                | 平成25年1月16日        |            |          |
| 失効の事由                | 教育職員免許法第10条第1項第2号 |            |          |

## 通知・通達・照会

教給第951号  
平成25年2月19日

各 次 課 長  
各 出 先 機 関 の 長  
各 所 管 機 関 の 長 様  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長  
（札幌市を除く各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

**初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について  
（通知）**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（平成25年2月1日付け人委第653号）の通知が別記のとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

（教育職員局給与課給与制度グループ）

**別記**

人 委 第 653 号  
平成25年2月1日

北 海 道 総 務 部 長  
北 海 道 教 育 庁 教 育 次 長  
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長  
北 海 道 議 会 事 務 局 長  
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長  
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 様  
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長  
札 幌 市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 長  
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

北海道人事委員会事務局長

**初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について  
（通知）**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年4月1日付け48人委第267号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成25年2月1日以降は、これによって実施してください。

**記**

第4条関係の前に次のように加える。

**第2条関係**

第2条第9号及び第10号に規定する「相当する試験」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める試験とする。

- (1) 第2条第9号に規定する相当する試験 札幌市人事委員会が行う学校事務職員採用（大学の部）試験
- (2) 第2条第10号に規定する相当する試験 札幌市人事委員会が行う学校事務職員採用（短大の部）試験

第14条関係第4項中「上級」を「大学卒程度」に、「中級」を「短大卒程度」に、「初級」を「高校卒程度」に改める。

第15条関係中「中級」を「大学卒程度」に、「短大卒」を「大学卒」に、「初級」を「高校卒程度」に改める。

第17条関係中「附則第4項」を「附則第2項」に改める。

第20条関係第1項中「中級」を「高校卒程度」に、「上級」を「大学卒程度」に改める。

附則第2項関係を削る。

級別資格基準表関係第1項中「附則第4項」を「附則第2項」に改める。

（給与課給与グループ）